

人権理事会 子どもの権利の関心事項である健全な環境に関するパネル

2020/07/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、「子どもの権利の関心事項である健全な環境-状況の設定」と題するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官は、世界の子どもの93%がWHOのガイドラインを超える大気汚染の中で現在生活しており、COVID-19等のウイルス感染の危険性も高いため、COVID-19パンデミックにおいて子ども権利を討議することは重要であると述べた。EUの代表は、EUは子どもの意見を聴取し、彼らに影響する全ての意思決定過程で検討していると述べた。子どもの権利委員会委員は、学校や裁判所が水没すれば教育の権利や子どものための正義は実現されないのであり、子どもの健全な環境の権利なくして子どもの権利条約が機能する状況は存在し得ないと述べた。WHOの代表は、世界の子どもの4人に1人が環境要因により自宅その他の場所で死亡しており、胎内でさえ子どもの知力・認知能力の発達は危険にさらされていると述べた。

人権理事会 健全な環境を通じた子どもの権利確保に関するパネル

2020/07/01

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、「健全な環境を通じた子どもの権利の確保—行動の呼びかけ」と題するパネルディスカッションが行われた。司会を務めたウルグアイの代表は、とりわけ子どもは気候変動と環境破壊に対して脆弱であり、環境に関する子どもの意見を聴取しなければ、政治家の決定は彼らの希望を反映しないものになると述べた。ユニセフの代表は、若者は気候変動に関する行動を示す場と機会を獲得し続けていると指摘しつつ、各国政府に対しより一層の取組みを求めた。その他の発言者は、世界中の子どもが環境問題でリーダーシップを示し、自身の意見の聴取を求めていることは祝福すべきことであると述べた。この会合では、COVID-19 パンデミックに関する人権高等弁務官の口頭報告に関する討議も行われ、発言者は、各国政府に対しウイルスと闘い成功するために、様々な違いを乗り越え対応するよう求めた。

人権理事会 人身取引、COVID-19 の人権への影響を討議

2020/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人身取引に関する特別報告者が発言し、COVID-19 パンデミックにおいて、女性や子ども等の脆弱な労働者の搾取がさらに深刻化し、人身取引等における深刻な搾取の増加に影響をもたらしていると述べた。この問題に関する討議で発言者は、パレルモ議定書の採択から 20 年を経た今日でも、人身取引は大きな懸念事項であると述べ、犠牲者の早期の支援、社会的統合、補償へのアクセスを重視した特別報告者の報告書を支持した。会合の初めには、COVID-19 パンデミックの人権への影響に関する人権高等弁務官の口頭報告に関する討議が行われた。発言者は、COVID-19 が人権侵害を引き起こしている現在、人権理事会が公平に任務を遂行し続けることが最重要であると述べた。人権高等弁務官は、我が事務所は COVID-19 パンデミックの中でも人権に関する活動・監視を続ける所存であると繰り返し述べた。

人権理事会 人身取引に関する専門家が発言

2020/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人身取引に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。特に性的搾取の分野で、また市民社会組織との良好な協力が確立された国で、成果が得られたが、労働搾取のための人身取引との闘いは今なお初期の段階にある。市民社会組織の実行によって犠牲者のエンパワメントは促進されたが、複数の国では政府主導の対策のために犠牲者の更なる人権侵害が生じている。従来の短期的支援は十分に見直されなければならない。支援は、復帰だけを目指すのではなく、教育・訓練・雇用機会・在留資格・司法等の救済措置へのアクセスによる長期的社会的包摂を目指すべきである。決して被害者の犯罪捜査への協力が支援の条件とされてはならない。世界中で搾取は経済体系の構成要素となりつつあり、労働基準と労働者の権利の尊重はかつてなく重要である。政府と企業は相当な注意義務を遵守し、特にサプライチェーンでの採取を特定しこれに対処しなければならない。

人権理事会 子どもに対する暴力、子どもと武力紛争を討議

2020/07/02

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表が発言し、COVID-19 パンデミック対策のせいで家庭・オンライン・コミュニティでの子どもに対する暴力の危険性が増大していると述べた。討議では、毎年世界の子どもの約半数が暴力にさらされていることが指摘され、暴力防止計画には精神的健康面も含めることが求められた。また、COVID-19 対策の関係では、子どもの保護従事者もエッセンシャルワーカーとみなされるべきこと、暴力からの女性・少女の保護の取り組みが必要であることが主張された。子どもと武力紛争に関する事務総長特別代表も発言し、子どもへの人道的アクセスの拒否は、一昨年の 795 件に対し、昨年は 4,400 件と過去最大の増加となったと報告した。討議では、紛争での未成年者の利用は戦争犯罪であること、COVID-19 パンデミックのために武力紛争における子どもの人権侵害も一層深刻化していることに言及があった。

COVID-19 対策 拷問防止小委員会が声明

2020/07/02

国連人権高等弁務官事務所

拷問防止小委員会が声明を發した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミックのような非常事態では、自由を剥奪された人々の状況を監視することが重要であり、国内防止機関(NPM)の役割が強化されるべきである。我々はコロナウイルスに伴う渡航制限により通常の任務を遂行できないため、NPM に対する支援を遠距離から行っている。NPM は、国内・地域の拘禁場所の定期的訪問、当局との日常的な接触を通じて、拷問防止において重要な役割を果たす。NPM を設立していない国に対し速やかな設立を求めたい。そして、そうした国は我々が NPM を支援できることを想起してもらいたい。拷問等禁止条約選択議定書は締約国に対し、批准後 1 年以内に NPM を設立するよう義務づけている。我々は 6 月 15～19 日の会合をオンラインで開催した。各国訪問の早期再開を期待しつつ、我々は任務を完全に遂行するため、NPM との密接な協力・支援を続ける所存である。

人権理事会 教育の権利を討議

2020/07/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、教育の権利に関する特別報告者が発言し、COVID-19 パンデミック対策による教育の権利の侵害、最も周縁化された人々の苦境の増大を回避するには、人権の枠組み内での行動が必要であると述べた。特に教育へのアクセスに関して、前向きな変化を産み出し、過去数十年間の進歩に逆行するのを回避するには、現在の危機での事例の調査、教育への短期・中期・長期の影響の分析が不可欠であると強調した。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックによる学校閉鎖が、少女により一層深刻な影響を与え、世界中の教育の権利の進歩を損ねていること、パンデミックのために数百万人の子どもが学校に通えず、とりわけサハラ以南の子どもが情報技術にアクセスできないこと、パンデミック前にも世界は教育の危機を経験しており、中低所得国のかかなりの割合の子どもが10歳までに平易な文章を読むことができないことに言及した。

人権理事会 健康の権利を討議

2020/07/03

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、教育の権利に関する特別報告者がビデオメッセージで発言し、精神的健康に関しては、生物医学的モデルが主流を占めている結果、社会的・政治的・経験的な背景は無視され、医療と施設収容が過度に行われていると述べた。また、COVID-19 パンデミックは、ウイルス拡散、社会的距離や孤立、経済・社会の悪化、失業、DV 等の暴力の増大による精神的苦痛・不安・恐怖を増幅させ、精神医療における現状の問題点をさらに悪化させていると述べた。討議では、精神的健康に対する人権に基づいた取組み、すなわち保健サービス利用者の尊厳と自律を中央に据えた取組みが不可欠であること、精神的健康は、特に「持続可能な開発目標」の実現に関して、健康の権利を含むその他の全ての人権と本質的に結びついていることに言及があった。また、COVID-19 における精神的健康に関する課題と最善策について質問があった。

人権理事会 女性・少女に対する差別、健康の権利を討議

2020/07/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性・少女に対する差別に関する作業部会議長が発言し、女性に対する労働の影響に関して全ての者が緊急に対処しなければ、現在のジェンダー不平等・差別は繰り返されるだけでなく、悪化することになるであろうと述べた。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックによるロックダウン中に性・ジェンダーに基づく暴力の発生率が増加したことを遺憾とし、平等な社会を目指す闘いに少年・男性が関わるよう求めた。また、職場環境における平等のための闘いが必要であること、伝統的な女性の職業は過小評価されていることに言及があった。健康の権利についても討議が行われ、発言者は、偏見・差別の撤廃と強力な社会の構築のために、精神的健康に関する政策において人権に基づく発想への転換を求め、人権への取組みがなければ精神的健康へのいかなる投資も効果を発することは難しいと強調した。

人権理事会 移住者の人権、ハンセン病差別を討議

2020/07/06

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、移住者の人権に関する特別報告者が発言し、移住者の組織化を認めることは、他者を頼らずニーズに直接対処できるよう移住者のコミュニティをエンパワーすることになるが、多くの国に法的・实际的障壁が存在すると述べた。討議では、先進国の右翼過激主義者の意見が移住者への連帯を損なっていること、COVID-19 との関係では、ノンルフールマン原則の維持がより一層重要であることなどが主張された。会合では、ハンセン病患者・家族に対する差別撤廃に関する特別報告者も発言した。今年2月の訪日の報告の中で、現在日本での発症は稀であるが、日本政府が認めているとおり、1990年代まで複合的な人権侵害が存在し、これについて政府は公式に謝罪し、偏見撤廃の取組みとともに金銭補償を行っているとした。関係国として発言した日本は、政府は被害者に公式の謝罪と補償を行い、彼らの尊厳の回復に努めていると述べた。

人権理事会 健康の権利に関する専門家が発言

2020/07/06

国連人権高等弁務官事務所

健康の権利に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。精神的健康に対する国際的な理解を歓迎するが、より一層の理解が必要である。精神的健康を“狂気や悪”の問題とする現在の取組み方を変えるべきである。現在の精神的健康のケアは、医療と施設収容を過度に行い、悲しみ・不安・恐怖その他の精神的苦痛につながる社会的・政治的・外的背景を無視している。精神的苦痛を解消する簡便な方法は存在しない。多くの精神的健康の状態に関して、心理社会的治療は重要な選択肢である。精神的健康に関する行動と投資は、人権に基づく支援、非強制的な対処、そして非暴力、仲間やコミュニティの主導、トラウマの熟知、癒し、文化的に敏感といった性質のケアの開発・強化に向けられるよう求める。このためには、障害者権利条約の原則・価値の実現が精神的健康の政策・サービスの指針とされ、差別的な法と実行は禁止されなければならない。

人権理事会 極度の貧困、女性差別を討議

2020/07/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、極度の貧困と人権に関する特別報告者が発言した。特別報告者は、当局の説明では極度の貧困者数は1990年の19億人・世界人口の36%から2015年には7億3,600万人・10%になり、減少は成功したとされるが、これは貧困ラインを1日1.9ドルとする世界銀行の極めて脆弱・不十分な基準に基づいていると述べた。討議で発言者は、持続可能な開発の障壁、拡大する国家間の格差を指摘し、現在の貧困の定義は不適切であり、貧困は多元的に見て定義されなければならないと述べた。女性・少女に対する差別の問題も討議され、発言者は、構造的・制度的差別にはジェンダー・ステレオタイプと併せて取り組まなければならないこと、女性は介護や育児のほとんどを負担しているために、キャリアアップを妨げられていることに言及した。作業部会議長は、この問題に対して国連内の全分野による団結した取組みが必要であると述べた。

人権理事会 極度の貧困に関する専門家が発言

2020/07/07

国連人権高等弁務官事務所

極度の貧困と人権に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。現在のパンデミックにより 1 億 7,600 万人以上が極度の貧困に陥るであろう。国際社会はこのパンデミックのはるか以前から貧困・不平等・生活軽視に対して取り組んでいる。冷戦終結後から世界経済の規模は倍増したが、その恩恵の大部分は最富裕者のところに行き、人口の半数は 1 日 5.5 ドル以下で生活している。確固とした富の再配分を欠く経済成長だけでは、貧困に対する取組みは失敗するであろう。これまでの経済成長率を基にすると、1 日 5 ドル以下の貧困の撤廃には 200 年かかり、世界の GDP の 173 倍の増加を要する。これは、経済成長に伴う環境悪化や気候変動の貧困への影響を考慮に入れていない。貧困は低収入の問題だけではなく、エンパワメント、制度的・社会的虐待、差別の問題である。貧困削減は、包括的な社会の構築であり、人権に基づくエンパワメントのための取組みである。

人権理事会 女性に対する暴力、性的指向に基づく暴力等を討議

2020/07/07

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、女性に対する暴力に関する特別報告者が発言し、女性に対する暴力の撲滅・防止に関して、国連制度全体の取組み・戦略、世界的な実行計画が必要であり、これは特に COVID-19 パンデミックとの関係でも重要であると述べた。また、女性ジャーナリストの活動を阻止する手段として殺害、性暴力、レイプ の脅迫が続いていることに言及した。討議で発言者は、女性ジャーナリストは特に選挙・紛争・その他の危機で暴力の標的になること、複合的・分野横断的差別やインターネットで拡大するハラスメント等のために、彼女らに対する脅迫や攻撃は増加していると述べた。会合では性的指向・ジェンダー自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家も発言した。個人の性的指向・ジェンダー自認を転換するために行われる“転換治療”は、本質的に差別的であり、残虐・非人間的、尊厳を傷つけるものであり、身体的・精神的痛みや苦しみを生じる場合には拷問にもなりうると述べた。

人権理事会 新デジタル技術、国内避難民の人権を討議

2020/07/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、人権の促進・保護に係る最新デジタル技術の影響・機会・課題に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストは、技術のマイナスの影響は誤って利用された結果であるとするのは議論を単純化しすぎであり、技術の人権への影響は、技術だけをみては理解不可能なこと、技術の人権への影響は、技術の設計から具体化、様々な社会・経済・政治・文化状況での大規模な採用までのサイクル全体に係ること、全ての者が人権状況の改善のためにデジタルツールを利用すると誓い、誤用を防止し責任をもって行動しなければならないこと等を主張した。また、人権影響評価の利用、人権への相当な注意義務の実行について改めて考えることが提案された。その他の発言者は、デジタルの領域での平和的集会の権利、自決の権利の保護を求めた。続いて、国内避難民の人権が討議され、障がい者の国内避難民の状況が取り上げられた。

人権理事会 気候変動と障がい者、性的指向に基づく暴力を討議

2020/07/08

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、気候変動における障がい者の権利の促進・保護に関するパネルディスカッションが行われた。パネリストからは、気候変動が障がい者に影響をもたらす主な要因は貧困・差別・偏見であること、気候変動や非常事態への対応は、障がい者が利用し易く彼らを包容するものになっていないこと、世界が直面し影響を受けている気候危機に対して、安全な気候と全ての人々を包容する未来を共につくる観点から、障がい者との協働が不可欠であること、気候変動を解決するには障がい者に影響を与えている社会的不正義・差別・不平等の根本原因に対処しなければならないこと等が主張された。会合では、性的指向・性自認に基づく暴力・差別の問題も討議され、発言者は全ての国に対し、COVID-19パンデミックのLGBTIの人々への影響、“転換治療”から特に子どもと若者を守るべきとする独立専門家の勧告を検討するよう求めた。

人権理事会 女性に対する暴力に関する専門家が発言

2020/07/08

国連人権高等弁務官事務所

女性に対する暴力に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。1992年以降 96 人の女性ジャーナリストが殺害された。さらに多くの男性ジャーナリストが毎年殺害されているが、女性ジャーナリストは、信用の失墜や職務遂行意欲の抑圧の手段としての性暴力やレイプ、特にレイプの脅迫に直面している。各国政府に対し、女性差別やジェンダーによる暴力の撤廃を目指す人権条約を完全に実施し、女性ジャーナリストが安全に働くことを可能にするよう求める。#MeToo 等の世界的な運動がセクシュアル・ハラスメントその他のジェンダーに基づく暴力を明らかにし、女性ジャーナリストが虐待について率直に話す場を提供したが、彼女らの多くは今なお躊躇している。また、インターネットの拡大は、新たな形態の女性に対するオンライン上の暴力を可能にした。全ての政府に対し、国連制度全体の取組み・戦略、世界的な実行計画の策定に協力するよう求める。

人権理事会 性的指向に基づく暴力に関する専門家が発言

2020/07/08

国連人権高等弁務官事務所

性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。“転換治療”の実施について、政府・市民社会・宗教団体・医療関係者・被害者から得た約130のデータ・証言によると、こうした“治療”は殴打、レイプ、電気ショック、強制的投薬、隔離・監禁、裸体の強制、暴言、侮辱等を用いて行われている。LGBTの性的指向・性自認が一定の人々が望ましいとするものに当てはまらないという理由で、そうした行為が個人の尊厳と自主性に干渉する目的で行われている。これは本質的に尊厳を損ねる差別的な行為であるが、LGBTの人々は何かしら劣っており、その指向や自認の変更が必要だという信念に基づいている。こうした偏見の解消には政府・医療界・市民団体の協調した行動が必要である。“転換治療”は身体的な自主性、健康、性的指向・性自認の表現の権利の重大な侵害であり、拷問・虐待にもなりうる。

人権理事会 超法規的処刑、平和的集会の自由等を討議

2020/07/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、超法規的・略式・恣意的処刑に関する特別報告者が発言し、ドローン技術を用いた武力行使、COVID-19 パンデミックにおける生命の権利の保護の重要性、デモ中の警察の暴力の問題を取り上げた。討議で発言者からは、とりわけドローンを用いた超法規的処刑における生命の権利の侵害が強く批判されるとともに、恣意的・超法規的殺害の被害者家族に対する支援の方法について質問があった。続いて、平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が発言し、昨今の“Black Lives Matter” [黒人の生命は重要だ]の運動は、世界の一部に不正義が存在し、人々の結集が人種主義・歴史・暴力・差別に関する議論を巻き起こし、重大な変化をもたらしうることを全ての人々に示していると述べた。討議で発言者は、COVID-19 パンデミックにおいて市民社会の活動の場が縮小していることに深い懸念を示した。

人権理事会 人権と国際連帯、人権と多国籍企業等を討議

2020/07/09

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、人権と国際連帯に関する独立専門家が発言し、気候変動における国際連帯が人権を基礎とするのは、人類と自然に政治的境界はなく物理的に相互に依存していることが一因であると述べた。また、世界経済による富の不均整な配分は、この配分に関与していない人々に最大の影響を及ぼし、極めて不公平な現実を強固にしていることに言及し、さらに、気温の上昇につれて不平等が悪化することを指摘した。討議で発言者は、国際連帯・協力は、経済的・社会的・文化的権利の実現に不可欠であり、連帯・協力は国際義務であること等を主張した。続いて、人権と多国籍企業に関する作業部会議長が発言し、企業・人権の課題と腐敗撲滅の努力が結びつければ、人権のさらなる尊重・保護の促進が可能であること、政府は企業による腐敗防止と人権尊重の確保のために一層総合的な方法で行動する必要があることに言及した。

人権理事会 ビジネスと人権に関する作業部会が発言

2020/07/09

国連人権高等弁務官事務所

ビジネスと人権に関する作業部会議長が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。賄賂のために医薬品が流用されれば、罪のない人々が治療を受けられず死に至る可能性も出る。各国政府に対し、企業の腐敗防止と人権の尊重確保のために徹底的・総合的に行動するよう求める。多くの国は人権尊重を条件に企業を支援する措置をとる必要がある。政府は、命を危険にさらして食料品店・工場・農場・病院・介護施設で働く人々の安全と福祉を積極的に確保する企業にのみ支援を行うべきである。各国政府に対し、人権侵害の被害者がダミー会社の真の所有者の情報を入手できるよう、法の改正を求める。また、人権侵害や腐敗の実行者に対して、制裁、資産凍結、ビザ発給の停止を行うこともできる。さらに、納税を利用した基金を賄賂・詐欺を行った企業には支給せず、公共事業は人権を尊重する企業に発注するよう法で規定すべきである。被害者への補償も急務である。

専門家が有毒化学物質の貧困国への輸出中止を求める

2020/07/09

国連人権高等弁務官事務所

有毒物質に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。富裕国が禁止有毒化学物質をリスク管理能力を欠く貧困国に輸出していることは嘆かわしく中止されなければならない。昨年は少なくとも 30 カ国がこうした輸出を行っている。富裕国は禁止物質について、規制が厳格ではない他国での取引や利用は認めるという二重基準をしばしばつくるが、こうした基準がアフリカ系等のコミュニティに危険をもたらしている。ほぼ全ての事例に公益に基づく正統性はみられない。こうした化学製品製造企業は有毒物質の被害を受ける海外の労働者・コミュニティから利益を得つつ、他方で、グローバル・サプライチェーンを通じてより安い製品を輸入しており、持続不可能な消費と製造パターンを助長している。これは、国際人権法上の健全な環境、安全・健全な労働条件に関する国外での義務等の違反である。

女性差別撤廃委員会 初のリモート会期閉幕

2020/07/09

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会第 76 会期が閉幕した。この会期はリモート会議で行われた初の会期であった。予定されていた 8 カ国の定期報告書の審査は延期となったが、委員会は公開の非公式会合を開き、グローバル移住における女性・少女の人身売買に関する一般勧告草案について、条約締約国への説明と意見聴取を行った。また、UN WOMEN が作成に着手した、障がいのある女性・少女に対するセクシュアル・ハラスメントの中止に関する共同声明を採択した。障がい者権利委員会もこの声明を支持する予定である。加えて、「人種主義に反対する世界規模の抗議が人権と社会・ジェンダーの正義の新時代の到来を告げる」と題する声明も採択した。このほか、活動方法、ジェンダーに基づく女性に対する暴力、フォローアップの評価を担当するそれぞれの作業部会から決議案が提示された。第 77 会期は 10 月 19 日～11 月 6 日に開催される予定である。

人権理事会 意見・表現の自由、人権と多国籍企業を討議

2020/07/10

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の会合では、意見・表現の自由に関する特別報告者が発言し、政府が情報アクセスのための計画を改善・強化することが必要不可欠であると述べた。また、インターネットの遮断その他のアクセスに関する制限は公衆衛生を害すること、メディアに対する脅迫がパンデミックのなか続いていることに言及した。討議で発言者は、意見・表現の自由の重要性は明白であるにもかかわらず、政府は、しばしばそうした自由の侵害を不処罰にし、自由を守る義務を履行していないが、これは特に健康の危機、非常事態において問題であること、COVID-19 拡散防止のために表現の自由を制限する場合は、国際人権法に厳格に従わなければならないことを強調した。会合の冒頭では、人権と多国籍企業に関する討議も行われ、発言者は、対外政策で腐敗を用いる政府を非難し、腐敗に関しては、民間企業の規制だけでは不十分であり、政府と国営企業の関与も忘れてはならないと述べた。

人権理事会 表現の自由に関する専門家が発言

2020/07/10

国連人権高等弁務官事務所

表現の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。複数の政府が、国民が情報を入手し、感染症の流行について学び。当局の行動を知ることよりも、自身を批判から守ることに専心している。また、過去3カ月間に非常に多くの政府が COVID-19 パンデミックを表現の抑圧のために利用してきた。各国政府に以下の行動を求める。①疾病の経過や個人・コミュニティの保護ツールに関する情報へのアクセス・共有を強化すること、②インターネットの遮断その他のアクセスの制限を中止すること、③メディアに対する攻撃を中止し、健康リスクの観点からも、抑留されている全てのジャーナリストを釈放すること、④いわゆる“インフォデミック”[真偽不明の情報等の流布]を処罰すべき問題として扱わないこと、⑤公衆衛生の監視措置は必要性・均衡性の基準に従い、透明かつ無差別に期間・範囲を限定して行うこと、である。

人権理事会 集会・結社の自由に関する専門家が発言

2020/07/10

国連人権高等弁務官事務所

集会・結社の自由に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。集会・結社の権利は、COVID-19 の危機がもたらした変化にコミュニティが対応・適応し、将来の同様の非常事態によりよく備えられるようエンパワーしている。過去 10 年間に、ジェンダー平等の闘いにおいて女性の組織化と運動は向上した。また、世界的なデジタル著作権に関する運動がデジタル技術が人権にもたらす問題を明らかにした。さらに、“Black Lives Matter” の運動は、人々の結集が世界的に重大な変化の引き金になりうることを示している。国際社会に対し、基本的自由が繁栄する環境をつくり、市民の活動の場を拡大し、とりわけ、増え続ける制限と侵害に効果的に対処するよう求める。インターネットや平和的行進を用いた社会運動が、多くの国における権力の濫用と増大する不平等を明らかにしている。各国政府も国民の改革の要求に応えなければならない。

女性差別撤廃委員会が反人種主義に関する声明

2020/07/10

国連人権高等弁務官事務所

女性差別撤廃委員会(CEDAW)が声明を公表した。内容は以下のとおり。CEDAW はジョージ・フロイドさん殺害後の抗議に参加する多くの女性・少女に連帯感をもって立ち上がる。警察による残虐行為の犠牲者の大多数はアフリカ系の男性であるが、アフリカ系の女性も犠牲になっている。女性・少女も人種主義の犠牲者であり、人種主義的不正義・差別の影響を直接・間接に受けている。とりわけ影響を受けているのはアフリカ系の人々であるが、先住民・ロマの女性・少女に対する制度的人種主義・差別も世界中に存在する。我々の責務は、正義と人権を求める人々と共に主張することである。アフリカ系の人々のための国際の 10 年(2015-2024 年)において、我々は、世界中の制度的人種主義・人種主義的暴力の犠牲者の家族・友人・コミュニティ、もっともな憤りを感じている全ての人々と連帯し立ち上がる。

人権理事会 人道的状況下の女性のためのアカウンタビリティに関するパネル

2020/07/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、女性の権利、特に人道的状況下の女性・少女のためのアカウンタビリティに関するパネルディスカッションが行われた。パネリストは、非常事態において、妊娠や性自認に基づく暴力はなくなるどころか増加するのであり、国際社会と人道機関は、この問題の解決策の策定・実施の際に女性・少女特有の脆弱性を考慮しなければならぬと述べた。また、人道活動家による緊急の介入は、救命に重点を置く一次医療になりがちであるが、これは場合によっては短時間で不十分になり、様々な面に関して無力化される集団も出てくると指摘した。さらに、人道的状況下にある多くの人々にとって、国際裁判を通じたアカウンタビリティの確保は非現実的であるため、現地の既存の制度を用いて被害女性・少女が、国際犯罪の被害者の状態から脱し、人生をコントロールし前進できるよう支援することが重要であると述べた。

人権理事会 裁判官・弁護士の独立を討議

2020/07/13

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、裁判官・弁護士の独立に関する特別報告者が発言し、司法の独立を確立するために、政治権力による介入への抵抗に加え、増大する腐敗の脅威、不処罰を求める世界的現象に特別な留意を払わなければならないと述べた。また、被害者の意見を聴取し、彼らに訴訟への参加を認め、適切な救済を受ける資格を与えることが必要であると述べた。討議で発言者は、司法の独立と腐敗との闘いに自身が行っていることを強調した。また、法制度は異なっても、いずれの国にとっても腐敗との闘いは人権保護と経済的・社会的開発の追求の基本原則であると述べた。さらに、腐敗は、人権保障の重要なメカニズムである司法の独立を損ねるものであり、腐敗によって様々な人権の保護が損ねられると述べた。会合では続いて、ミャンマーの人権状況に関する特別報告者との討議が行われた。

拷問禁止委員会第 69 会期 初の遠隔会議

2020/07/13

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会第 69 会期が開催された。COVID-19 パンデミックの影響で 4～5 月の会期開催は中止となり、そして今回、初の遠隔会議による 2 時間の会期となった。人権高等弁務官事務所の代表は、COVID-19 パンデミックは 10 の人権条約機関全ての活動に影響をもたらしていると述べた。さらに重要なことに、パンデミックは人権、特に自由を剥奪された人々の人権に影響をもたらしており、世界中で拷問や虐待の危険性が高まり、彼らは新たな脅威に直面していると述べた。委員は、現在の状況で条約機関制度は混乱しており、個人通報の受理などの活動は継続しているものの、事例の監視等の活動はかなり制限されていると述べた。また、資金の制約が条約機関の活動の遅延や延期の理由にされていることに懸念を示した。次の会期は 11 月 9～12 月 4 日に開催される予定である。

人権理事会 COVID-19 と女性の権利に関するパネル

2020/07/14

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会では、女性の権利、特に COVID-19 と女性の権利に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、拡大し続けている COVID-19 の影響は均一ではなく、女性・少女は生来の脆弱性よりむしろ既存の差別・不平等のため、さらに危険な状況にあると述べた。スペインの外相は、持続可能で変革を起こす復興のためには、国際社会は計画・政策の中心に人権を据えて行動しなければならないと主張した。国連人口基金事務局長は、COVID-19 の間、世界は女性の性・生殖の健康・権利を精力的に維持しなければならないと述べ、女性殺しを含むジェンダーに基づく暴力の激増に対処する必要性を強調した。その他のパネリストは、COVID-19 危機によって、家庭・コミュニティ内の家父長的抑圧を可能にする不平等と権力構造が強固になっていると指摘した。また、女性指導者のパンデミックへの対応が称賛されているとの発言もあった。

COVID-19 と女性に対する暴力に関する共同声明

2020/07/14

国連人権高等弁務官事務所

女性の人権に関わる国連・地域の 7 名の専門家が共同声明を公表した。内容は以下のとおり。COVID-19 パンデミック対策として各国がロックダウンを行うとともに、世界中で DV が激増している。このパンデミック中の DV の蔓延に対して緊急措置がとられなければならない。パンデミックによる警察の介入の減少、裁判所やシェルター、被害者のための基本サービスの閉鎖が女性・少女が直面するリスクを高めている。また、保健・生殖の健康サービスの制限、家庭内の無報酬のケア責任の増大、家庭生活の基本的ニーズの提供が、女性の心身へのさらなる負担となっている。学校閉鎖で多くの少女が家にいることになり、性的搾取・早期妊娠・レイプ・若年婚・強制婚・性器切除のリスクが高まっている。全ての政府に対し、COVID-19 パンデミックとの闘いを“より良い再構築”の機会と捉え、あらゆる生活面での女性の権利の促進・保護のための努力を一層強化するよう求める。

人権理事会 受刑者の人権維持に関するパネル

2020/07/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では、受刑者の人権の維持に関するパネルディスカッションが行われた。人権高等弁務官事務所の代表は、自由を剥奪された女性の特有のニーズ、その人数の増加に注目し、女性受刑者増加の理由、犯行に至る過程、裁判へのアクセスにおける障壁、容疑者・被告・受刑者の権利を深く理解する必要があると述べた。そして、これこそが当局等が根本原因と人権上の問題に効果的に対処するためのプログラムの作成・実施を可能にする唯一の方法であると述べた。パネリストの1人は、COVID-19 パンデミックが1,100万人の受刑者の健康・生命の脅威となっており、感染防止のために行われている隔離・分離、実質的な独房監禁は、受刑者と刑務所職員の精神的健康に長期にわたり悲惨な影響を与えるであろうと述べた。また、釈放措置の恩恵を受けたのは世界の受刑者の6%以下に過ぎないと報告した。

人権理事会 ビジネスと人権、現代的形態の人種主義を討議

2020/07/15

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では、ビジネスと人権に関する作業部会議長が発言し、2019年のビジネスと人権に関するフォーラムは、「行動の時：企業の人権尊重の促進役としての政府」をテーマとし、全ての政府がアカウンタビリティの確保・強化の義務の履行において前進・取組み・計画を示す必要性に重点が置かれたと報告した。続いて、現代的形態の人種主義に関する特別報告者が発言し、デジタル技術に伴う人種差別を理解しつつ、デジタル技術の人権の観点からの分析では、企画や利用を方向づける社会的・経済的・政治的影響力について検討しなければならないこと、最新技術は既存の不平等、その多くは人種的不平等を強化することに言及した。討議では、デジタル時代は、人種主義者の信念・差別的イデオロギーを伝達・促進する場を与えること、デジタル技術の企画では、人種的平等の原則に明確に目標が置かれなければならないことが強調された。

人権理事会 人種主義に関する専門家が発言

2020/07/15

国連人権高等弁務官事務所

人種主義に関する特別報告者が人権理事会で発言した。内容は以下のとおり。技術の開発者やユーザーは意図しなくとも、技術はしばしば差別するものとなる。技術は中立でも客観的でもなく、基本的に人種・民族・ジェンダー等の不平等によって形作られ、その結果、教育・雇用から保健・刑事司法に至るまで、あらゆる生活分野で差別と不平等な扱いを生む。技術の企画・利用における人種的差別を防止・撤廃する政府の義務として、企業の意思決定過程に人種的・民族的マイノリティを含めること、平等・無差別を重要視した人権影響評価を命じることが求められる。政府はまた、最新デジタル技術によって人種的差別を受けた人々に対する効果的な救済を全面的に行わなければならない。これには人種差別のアカウンタビリティ、個人・コミュニティへの補償が含まれる。さらに、一部で顔認識技術の禁止の動きがあるが、差別的な識別技術の完全禁止が必要になるであろう。

人権理事会 13 の決議を採択

2020/07/16

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では次の 13 の決議が採択された。①COVID-19 パンデミックへの対応時を含め、高質・安全・有効・入手可能な基本的な医療技術・製品に関する普遍的・適時・公平なアクセスと公正な配分を求めること、②気候変動の高齢者への悪影響に関するパネルディスカッションを第 47 会期に行うこと、③全ての国に対し、裁判官・弁護士の独立、検察官の客観性と公正性、彼らの職務遂行を保障するよう求めること、④人権高等弁務官事務所に対し、公的機関が有する情報へのアクセス促進のための国の規範的枠組の好例に関する報告書を第 47 会期に提出するよう求めること。⑤～⑫エリトリアの人権状況、教育の権利、人身取引、超法規的処刑、ハンセン病患者に対する差別の撤廃、裁判官・弁護士の独立、障がい者の権利、極度の貧困と人権に関する各特別報告者と⑬人権と国際連帯に関する独立専門家の任期延長。

トリニティ実験から 75 年 人権専門家が声明

2020/07/16

国連人権高等弁務官事務所

トリニティ実験から 75 周年に際し、毒物に関する特別報告者が声明を公表した、内容は以下のとおり。1945 年 7 月 16 日の米国のトリニティ実験は核時代の始まり、日本の一般市民を苦しめた 2 つの原爆投下の前触れであっただけでなく、長い悲劇的な差別の遺産を残すものとなった。太平洋地域の脆弱なコミュニティ上空での数百もの核爆弾の爆発、先住民族の土地・領土での危険な放射性廃棄物の処理等、核実験の遺産は環境不正義の最も残酷な例である。核実験の人種的・民族的差別と苦しみ続ける遺産の被害者について検討し、これらを終わらせることが重要である。核実験の危険性は多くの罪のない被害者の生活に慢性的に残る。各国政府は、裁判と効果的な救済へのアクセス確保の義務を果たすために、適切・容認可能・長期の対策を実施しなければならない。核実験の差別的な性質が理解され、制度的人種主義と核軍縮に関する討議の中で取り扱われるべきである。

人権理事会 6つの決議を採択

2020/07/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午前の会合では次の6つの決議が採択された。①ジェノサイド・戦争犯罪・民族浄化・人道に対する罪から人々を保護する責任 15 周年(2005 年世界サミットの成果文書で規定)に関するパネルディスカッションを第 47 会期前に開催すること、②女性性器切除に対する多部門による防止・対処に関するハイレベル・パネルディスカッションを第 47 会期に開催すること、③各国政府に対し、女性・少女の活動・言動を過剰に処罰する法・政策、彼女らを差別する法・政策を撤廃するよう求めること、④人権高等弁務官に対し、開発の権利を含む人権の促進・保護における課題への対処方法を提案し、人権分野での国際協力の実施・強化における高等弁務官事務所の活動に関する報告書を作成するよう求めること、⑤ベラルーシの人権状況に関する特別報告者の 1 年間の任期延長、⑥人権と多国籍企業等に関する作業部会の 3 年間の任期延長。

人権理事会 4つの決議を採択

2020/07/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会の午後の会合では次の4つの決議が採択された。①平和的集会・結社の自由に関する特別報告者に対し、危機的状況下での平和的抗議における人権の保護に関する実地的な勧告を作成するよう求めること、②社会フォーラムを2021年に2日間ジュネーブで開催し、フォーラムの次回の会合は、COVID-19 パンデミックとの闘いにおける好例・成功例・教訓・課題、特に人権の観点からの国際協力・連帯に重点を置くこと、③人権高等弁務官事務所に対し、普遍性・不可分性があり、相互に依存・関連・強化する人権・基本的自由が、国連憲章の目的達成・原則維持に果たす貢献に関して、好例・課題・教訓に基づいた報告書を作成し、人権理事会に提出するよう求めること、である。また、危険物質・廃棄物の健全な管理・処理、意見・表現の自由、心身の健康、人身取引に関する特別報告者に4名が任命された。

人権理事会第 44 会期閉幕

2020/07/17

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 44 会期が閉幕した。今会期では 29 の会合、7 つの討議、35 の双方向の対話が行われ、50 の人権テーマ、40 か国の状況が取り上げられ、その結果 23 の決議が採択された。会期中には、気候変動における障がい者の権利の促進・保護、人権の促進・保護に関わる最新デジタル技術の影響・機会・課題に関する 2 つのハイレベル・パネルディスカッションが開かれた。また、技術協力・能力構築に関する例年のパネルディスカッションでは、受刑者の人権の維持に重点が置かれた。さらに、子どもの権利に関する例年の会合では、健全な環境を通じた子どもの権利の実現に重点が置かれた。女性の人権に関する例年の討議では、人道的状況における女性・少女のためのアカウンタビリティ、COVID-19 と女性の権利に関する 2 つのパネルディスカッションが行われた。第 45 会期は 9 月 14 日～10 月 2 日に開催される予定である。

自由権規約委員会第 129 会期閉幕

2020/07/24

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 129 会期が閉幕した。この会期は初のオンラインでの開催であった。会期中には、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見 37 号草案について、24 の締約国(安保理理事国 3 か国を含む)と 100 以上の広範な関係者からコメントを受理し、最終の第 2 読会が行われた後、草案が採択された。委員長は、「COVID-19 パンデミックや世界的抗議など最近の情勢によって、規約 21 条の実現に関して前例のない課題と機会が見られる中、一般的意見 37 号は、『平和的集会』の語はどのように理解されるべきかを明確にし、規約上の義務を履行する締約国 173 か国を支援するための基準を設定するものである」と述べた。会期中には、COVID-19 のために採択が延期されていた、年次報告書を含む複数の報告書が採択された。第 130 会期は 10 月 12 日～11 月 6 日に開催される予定である。

水・衛生に関する専門家が声明

2020/07/27

国連人権高等弁務官事務所

2010年7月28日に採択された国連決議64/292[水と衛生の権利]10周年に向けて、水・衛生の人権に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。国連加盟国は全ての人々の安全な飲み水と衛生施設へのアクセスの確保に取り組み、その取組みを「2030 アジェンダ」で再確約した。過去10年間に大きな成果はあったものの、各国は2030年までに水・衛生に関連する目標を達成する軌道には乗っていない。世界人口の3人に1人は今なお安全な飲み水を入手できず、半数以上が安全な衛生施設を利用することができない。また、約30億人は石鹸と水を備えた基本的な手洗い設備をもたず、6億7,300万人以上がいまだに屋外で排泄をしなければならない。こうした受け入れ難い状況が毎年43万2,000件の下痢による死亡を引き起こしている。水と衛生の人権に取り組まなければ、「2030 アジェンダ」の確約が達成されることはないであろう。

自由権規約委員会 平和的集会の権利の解釈を公表

2020/07/29

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会が、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見を公表した。これは平和的集会の権利を解釈し、集会の範囲と政府の義務を定義するものであり、以下の内容が規定されている。すなわち、子ども・外国人・女性・移住労働者・庇護希望者・難民を含むあらゆる人々は、公的・私的場所・屋外・屋内・オンラインなど多様な形態をとりうる平和的集会の権利を行使することができる。政府には、平和的集会の促進、他者による虐待からの集会参加者の保護という積極的な義務、説得力のある根拠なく集会を禁止・制限・阻止・中断してはならない消極的な義務がある。集会参加者は顔面を覆うマスクやフードを着用する権利を有する。政府は参加者に対する嫌がらせや脅迫のために個人データを収集してはならない。政府はまた、インターネットやウェブサイトを遮断することはできない。ジャーナリストや人権活動家は集会を監視・報告する権利を有する。

人権専門家がオンライン集会の画期的な保護を歓迎

2020/07/29

国連人権高等弁務官事務所

平和的集会・結社の自由に関する特別報告者が、自由権規約 21 条(平和的集会の権利)に関する一般的意見 37 号について声明を公表した。内容は以下のとおり。一般的意見は、平和的集会の権利の保護が通信回線を利用した遠隔参加にまで及ぶとした画期的なものである。平和的集会の権利がオンライン活動にまで拡大するか否かの議論に明確に終止符を打ち、政府は平和的集会に関連するインターネットの接続を遮断・妨害してはならないと規定し、監視技術の恐ろしい影響を問題視している。各国政府に対し、オフラインだけでなくオンラインでの平和的集会を保護するよう求める。現在の COVID-19 パンデミックの中、多くの平和的集会がオンラインでの開催に移行している。政府は、人々がオンラインで集まり、集会の組織・参加・監視のためにデジタル技術に継続的にアクセスし利用できる環境をつくるよう努力すべきである。

人身取引反対世界デー 人権専門家が声明

2020/07/30

国連人権高等弁務官事務所

人身取引反対世界デーに際し、人身取引に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。現在の COVID-19 パンデミックの影響により、人身取引を含め深刻な搾取が増加するのは確実である。人身取引の防止・撲滅対策を真に転換することが必要である。人権に基づく人身取引対策の促進には、次の国内・国際法上の変更が必要である。①防止・救済・社会的包摂における政府・企業の相当な注意義務に拘束力をもたせること、②在留資格や支援に関する否定的決定について被害者の申立てを認めること、③人身取引の直接の結果として被害者が関与した違法行為には不処罰の原則を適用すること、④広範な被害者に関わる NGO に適切な資金を供与すること、⑤移住に関する法的規則には雇用や仲介機関等も含めること、である。また、人身取引対策はジェンダーに敏感でなければならず、防止のためにはジェンダー不平等・差別等の根本原因に効果的に対処しなければならない。

人権専門家が COVID-19 下のデジタル空間の縮小に警告

2020/07/30

国連人権高等弁務官事務所

ライツコン(RightsCon)会議[例年開催されている人権団体の会議]で、6名の特別報告者が共同声明を公表した。声明の内容は以下のとおり。COVID-19により、我々はデジタル技術とそれが作り出す空間に一層依存せざるをえなくなっている。インターネットは、救命、不正行為の防止、人権の促進・保護、情報入手のために必要不可欠である。デジタル技術は、基本的自由の制限、市民空間の縮小、市民社会活動家に対する攻撃のために、政府や企業によって利用されてはならない。しかしながら政府は、反対意見の抑圧、違法な監視、個人の集団行動能力の剥奪のためにインターネットやデジタル技術を利用し続けている。世界的パンデミックの緊急事態下で、こうした行為はさらに加速している。組織的暴力と制度的人種主義に対するアフリカ系の人々の抗議運動を称賛するとともに、技術企業に対し、人権尊重の責任を果たし、自らが関与した差別の救済に努めるよう求めたい。

ロマのホロコースト記念デーに向けて 人権専門家が声明

2020/07/30

国連人権高等弁務官事務所

8月2日のロマのホロコースト記念デーに向けて、マイノリティの問題に関する特別報告者が声明を公表した。内容は以下のとおり。ナチとその同盟国は、欧州のロマのおよそ25%にあたる20～50万人を殺害した。それから80年近く経た現在も、世界の多くの地でロマに対する憎悪・排斥・誹謗が続いている。さらに近年では、スケープゴート、SNSでのヘイトスピーチ等、ロマに対する脅迫・攻撃・暴力が急増し、COVID-19パンデミック下にある今年は、ロマに対するデマ等、人種的偏見・差別が再び起きている。各国政府に対し、ロマの人々が社会の平等な一員として、恐怖や偏見を受けずに生活できるよう、さらなる人権侵害防止に関する大胆な措置を求める。ロマの人々の人権、アイデンティティ、言語、豊かな文化・歴史を保護・促進するために、包括的な差別禁止措置、法的・政策的取組みが必要である。